

提出意見とこれに対する県の考え方

【条例制定の基本的な考え方に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	自転車保険の加入を義務づけるのは良いことだ。 自転車もスピードが出る乗り物であるので、利用者もそれなりの責任を持って安全に走行すべきだ。	御意見も踏まえ、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて、しっかりと取り組んでまいります。
2	「ヘルメット着用又は保険加入しているから大丈夫」とか、「ヘルメット着用や保険加入により事故が少なくなる」といった、間違った認識を持たないようにすることを、併せて啓発していくことが必要である。	
3	条例の内容が「各主体に応じて県全体で安全な自転車利用を推し進めよう」という内容なので、条例名を「促進条例」から「推進条例」に修正する方が好ましい。	本条例は、自転車利用者等の責務や県民等の役割を明らかにするとともに、各主体がその責務や役割を果たすことにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的としているため、「促進条例」としたものです。

【条例の第1章「総則」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《目的について》		
4	「交通事故の防止及び被害者の保護」とあるが、「ヘルメット着用」と「保険等への加入」は、「事故の防止及び被害者の保護」と直接的な因果関係はない。	万が一の交通事故に備えるという意識を持ってヘルメットを着用することにより、自転車利用者の交通安全意識の高揚が図られる結果、交通事故の防止につながるものと考えています。 また、自転車損害賠償責任保険等への加入については、自転車利用者による交通事故が発生した際に被害者の経済的救済を図るためのものであることから、被害者の保護につながるものと考えています。
《定義について》		
5	「自転車の利用」は、範囲が広すぎるため、「道路上での自転車の乗車」又は「道路上での自転車の運行（運転）」とすることが適切と考える。	一般的な自転車損害賠償責任保険等では、公道以外の場所で発生した事故も補償対象となっており、公園や広場など道路以外での自転車加害事故も視野に入れ、場所の制限をせず、「自転車を利用する者」としたものです。
《基本理念について》		
6	「自転車を利用することが、県民の健康増進、自然環境への負荷の低減、観光振興に資するという認識の下に行う」の冒頭部分を「自転車の安全利用を促進することが」に変更したらどうか。	第3条第2項は、自転車の安全で適正な利用の促進による効果として、自転車を利用することが、「健康の増進」、「環境負荷の低減」に加え、本県の特性等を生かして進めるアウトドア・ツーリズムでの活用等により、「観光の振興」に資するという認識を規定しており、前後の文脈から原案のままとさせていただきます。

7	<p>自転車の乗車が「健康増進」、「自然環境への負荷の低減」、「観光の振興に資する」ということは、必ずしもそうとは言えないこともあるため、義務を課すことは適切でないと考えてる。</p>	<p>自転車は、適正な運動強度を維持しやすく、交通分野の低炭素化や体験型・交流型旅行の促進等による交流人口の拡大、観光地域づくりの推進に効果的な乗り物と考えています。</p> <p>第3条は、そうした条例の基本理念を示したものであり、自転車利用者や県民等に義務を課すものではありません。</p>
8	<p>温暖化ガスの削減、健康寿命を延ばすためにも、普段マイカーを利用しているドライバーを自転車にシフトさせるような工夫ができれば良い。</p>	<p>自転車は環境にやさしいモビリティであるとともに、健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもあります。</p> <p>今後も、自転車の利活用の推進に向けた様々な取組を進めてまいります。</p>
9	<p>自転車の安全で適正な利用促進には、自動車運転者の理解が不可欠であるので、「自転車利用者、県」としている部分を「自転車利用者、自動車等運転者、県」としてはどうか。</p>	<p>本条例では、自動車等運転者の理解が重要であると考えており、素案から最終案への検討段階において、自動車等運転者の責務を第4条第3項に追加したところです。</p> <p>自動車等運転者については、道路交通法などの法律において、各種の義務が課されていることから、本条例において特別に自動車等運転者を抜き出して規定する必要はないと考えています。</p>
10	<p>「自転車を利用することが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減及び観光の振興に」の部分と、「自転車を利用することが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減、まちなかの賑わい、コミュニティの活性化及び観光の振興に」としてはどうか。</p>	<p>第3条第2項は、自転車を利用することによる主な効果を列挙したものです。</p> <p>本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
<p>《責務、役割について》</p>		
11	<p>「ヘルメットの着用」という言葉が第11条にしかないが、第4条の責務にも言葉として入れてはどうか。</p> <p>言葉として明確にした方が、着用率の向上につながると思う。</p>	<p>本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしております。</p> <p>第4条は、自転車利用者等の責務を端的に表現して規定したものであり、「ヘルメットの着用」についても、「法その他の関係法令を遵守する」という部分に含まれるものと解されますので、原案のままさせていただきます。</p>
12	<p>第7条から9条の「役割」という言葉を「責務」に変えてはどうか。</p>	<p>「責務」とは、「責任のある義務」と捉えており、車両の運転者として、法令を遵守し自転車を安全で適正に利用しなければならない「自転車運転者等」と、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策の策定や実施を担う「県」については、「責務」としています。</p> <p>その他の主体については、「責務」と規定するのは強すぎるため、「役割」として努めていただきたいと考えています。</p>

13	<p>条文にも子供・従業者・児童等に「ヘルメットを着用させるよう努めなければならない」を追加してはどうか。</p> <p>意識を個人のみ委ねるのではなく、関係するもの皆でヘルメット着用や安全運転について考えるべきである。</p>	<p>道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されたところです。</p> <p>このため、第11条に「乗車用ヘルメットの着用の推進」を掲げ、市町や事業者、学校等と連携した施策を講ずる旨を規定しています。</p> <p>本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
14	<p>自転車運転者にも、自動車等運転者への義務と同様に「他の自転車及び歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行する」努力義務を課すことが必要である。</p>	<p>自転車利用者から「通行中の自転車と十分な距離を開けずに、危険な運転をする自動車運転者を目にする」といった声もあり、自転車が被害者となる交通死亡事故も発生していることから、まずは、自動車等運転者に対する啓発が重要であると考えています。</p> <p>条文については、原案のままさせていただきますが、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
15	<p>「自動車…及び原動機付自転車…の運転者は、自転車の側方を通過するときは…」の部分で、「自動車…及び原動機付自転車…の運転者は、自転車が車道通行する車両の仲間であることを理解し、自転車の側方を通過するときは…」としてはどうか。</p>	<p>本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしていますので、御意見については、自動車運転者等に対する意識啓発を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
16	<p>自動車等の運転者は、自転車の側方通過時に「安全な間隔」を保つこととしているが、抽象的な表現であるため、道路交通法等において具体的な表現があれば、それを引用してはどうか。</p>	<p>「安全な間隔」は、道路の幅員や車両の速度などにより一定ではなく、道路交通法にも自転車との間隔そのものに関する規定はありません。</p>
17	<p>自動車の運転者にも、車道を自転車が走っているという認識を理解してもらいたい。</p>	<p>第4条に設けた自動車及び原動機付自転車の運転者の責務規定により、自動車運転者の交通安全意識の向上に取り組んでまいります。</p>
18	<p>県の責務に「県は国及び市町と連携し、自転車走行空間のネットワーク化を支援し、自転車レーン等の走行空間整備に努めるものとする」、「県は運転免許の講習や事業所等の交通安全管理者講習等の機会を通じて、自動車及び原動機付自転車の運転者に対して、自転車が車道走行する車両の仲間であることを周知し、理解を進めるなど、自転車の安全で適正な利用に資する施策を行うものとする」を追加してほしい。</p>	<p>道路交通環境の整備については、第2章の基本的施策として、第12条に定めています。</p> <p>また、自動車等運転者の理解は重要であり、第4条第3項に自動車等運転者の責務を定めるとともに、交通安全教育に努めてまいります。</p> <p>本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p>
19	<p>第6条以降で、「努めるものとする」という末尾が多いが、「努めなければならない」に変えられる部分はないか。</p> <p>県民・保護者・事業者・学校・自転車小売業者・自転車貸付業者・県の全体が自転車安全利用に向けてもっと責任を負うべきだ。</p>	<p>車両の運転者として、法令を遵守し自転車を安全で適正に利用しなければならない「自転車運転者等」と、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策の策定や実施を担う「県」については、「責務」として、語尾を「努めなければならない」や「行うものとする」などとし、その責任を強調しています。</p>

		その他の主体については、「責務」と規定するのは強すぎるため、「役割」として努めていただきたいと考えており、語尾を「努めるものとする」としています。
20	信号の無い交差点での一旦停止不履行、車道の逆走などが多いため、中学、高校などの自転車通学者に対する道路交通法の遵守を図るべきだ。	中学生や高校生等を対象とした学校での交通安全教室の開催をはじめ、自転車利用者の年代に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育や事故防止対策に努めているところであり、引き続き自転車の交通ルールの周知徹底に努めてまいります。
21	県の責務において、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定・実施や情報提供、…」の部分を「自転車の安全で適正な利用の促進に関する走行空間の道路整備を含めた施策の策定・実施や情報提供、…」としてはどうか。	道路交通環境の整備については、第2章の基本的施策として、第12条に定めています。 本条例には、基本的な事項を端的に規定することとしており、道路交通環境の整備についても、第5条第1項の「基本的かつ総合的な施策」に含まれると考えますので、原案のままとさせていただきます。

【条例の第2章「自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策等」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《乗車用ヘルメットの着用について》		
22	学校の先生の立場からしても努力義務の段階では強く指導できないとの意見が聞かれるので、自転車の交通違反を切符適用するのと同様、義務化は必須と考える。	道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されたところです。 このため、第11条に「乗車用ヘルメットの着用の推進」を掲げ、市町や事業者、学校等と連携した施策を講ずる旨を規定しています。
23	ヘルメット着用については、努力義務ではなく義務化するのはいかがでしょうか。命を守るためにもヘルメット着用は大事であり、県民の安全で適正な利用に向けて一歩踏み込んだ条例が必要である。	県としては、自転車乗車時のヘルメット着用の重要性を認識していただくことが何よりも重要と考えており、県警察や関係機関・団体等と連携し、乗車用ヘルメットの着用が進むよう広報啓発に努めてまいります。
24	道路交通法で自転車ヘルメットの着用は努力義務とされているが、着用率を上昇させるためには、義務化したうえで、警察や関係機関・団体による指導を着実にを行うことが重要と考える。	
25	第11条は「ヘルメット着用の促進」とすることが好ましい。	第11条は、県が関係機関・団体等と連携して行う施策を規定しているため、「推進」としています。
26	ヘルメットを着用するのは乗車者なので、乗車者に着用することを促すという表現が正しい。	
《道路交通環境の整備》		
27	自転車走行レーンの設置や、植栽の管理などの道路の日常維持管理を見直し、自転車での利用が可能な道路とするべきだ。雑草が繁茂して通行できない歩道も見受けられるので、維持管理に疑問を感じている。	本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしており、第12条は、「道路交通環境の整備」に関する基本的施策を端的に規定したものです。 御意見については、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
28	自転車レーンの整備について、駅から公共施設や学校、病院等の目的地への整備といった、ストーリーのある整備をしてほしい。	

29	ヨーロッパのユーロベローのような自転車高速道路を山口県内に網の様に整備してほしい。	
30	各自転車道に名前とコンセプトを持たせる。	
31	整備された自転車レーンには、途中で休憩と整備ができるような場所を設けるとよい。	
32	始点を空港や主要駅にして、各交差点には路面にカラーリングして目的地や距離などを明記する工夫や、案内図をコマ地図のようにして自転車店や食事場所などの情報を載せるなど、休日に自転車を使ってみたいと思わせるような工夫がほしい。	
33	「県は…道路交通環境の整備に努めるものとする。」の部分と、「県は…道路交通環境の整備と自転車ネットワークの実現に努めるものとする」としてはどうか。	本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
《交通安全教育の推進について》		
34	左側通行、ライト点灯などの自転車の交通ルールを徹底させてほしい。	自転車の交通事故を防止するため、自転車利用者の年代に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育や事故防止対策に努めているところであり、引き続き自転車の交通ルールの周知徹底に努めてまいります。
《事業者への支援について》		
35	施策で県民の健康増進を行っていても、企業などは自転車通勤を促進しないので、いつまでも変わらない。通勤用駐輪場の整備費用や、着替えスペースの確保について、事業者への補助を行ったらどうか。	第8条は、自転車で通勤する従業員を雇用する事業者の役割を規定しています。 本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
《その他の施策について》		
36	事故防止に寄与しないヘルメットの着用のことしか記述されておらず、他の対策が抜けている。 加害行為の防止や法令遵守、運転ミス防止などの予防策について情報提供や啓発を行い、それでも事故等を防ぐことができない場合に備えてヘルメット着用を促進するのが順番ではないか。	自転車利用者の法令遵守や知識の習得等、自転車利用者に対する交通安全教育や情報提供等については、第4条から第10条にかけての責務や役割において定めていますので、条文については、原案のままさせていただきます。 本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
37	学校教育を通じた安全対策強化など、歩行者等の身を守るための基本的な安全対策を記述し、事故等の予防策を講じてほしい。	第5条「県の責務」として、学校の長と連携、協力した基本的かつ総合的な施策の策定・実施や、学校の長が実施する取組を促進するための情報の提供、助言等を行うこととしています。 また、第9条に学校の長による児童、生徒等に対する交通安全教育の実施に係る役割を定めていることから、条文については、原案のままさせていただきます。

38	駐輪場所を整備してほしい。	本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
《点検及び整備について》		
39	具体性に欠けているため、事故に直結するブレーキ、前照灯の点検・整備を重要な事例として記述してほしい。	本条例には、基本的な施策を端的に規定することとしていますので、御意見については、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。

【第3章「自転車損害賠償責任保険等への加入等」に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
《自転車損害賠償責任保険等への加入の確認について》		
40	<p>自転車購入時等に保険の確認にとどめるのではなく、加入の確認が取れない場合は、その場で契約させる等の強い措置が必要かと思われる。</p> <p>その際、すでに保険に加入していることが後から分かった場合は、速やかに解約できるようなシステムがあれば保険の二重加入も極力回避できると思われる。</p>	<p>自転車損害賠償責任保険等には、自転車にかけるものと人にかけるものがあり、自動車のような登録制度もないため、保険等への加入状況をすぐに確認できない場合があります。</p> <p>また、保険等への加入確認については、自転車小売業者に協力を得ながら、進めるものであり、御意見のような強い措置を求めることは混乱を招くものと考えています。</p>
41	レンタサイクルなどは、利用期間だけでも保険に強制加入させたらどうか。	<p>保険等の加入促進に向けては、自転車利用者の意識の向上や情報提供等に努めることが重要と考えていますので、自転車小売業者等に加入の確認をしてもらえよう、県として協力をお願いしていきたいと考えています。</p>